

策定にあたって

1 計画改定の趣旨

境港市では、平成17年に「境港市男女共同参画推進計画・境港市女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」策定、平成24年には「境港市男女共同参画推進条例」を施行し、「第2次境港市男女共同参画推進計画」により男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少が進み、家族形態やライフスタイルも多様化し、社会情勢も目まぐるしく変化しておりますし、平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であるとして、区域内における女性の職業生活における活躍に関する施策についての推進計画を定めるよう努めるものとしています。

このたび、第2次計画の計画期間の終了を控え、平成29年度に「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。その結果を踏まえ、近年の社会情勢の変化に対応し、国や県の動向も参考にしながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するために、新たな課題や女性の就業生活における活躍に向けた取組を盛り込むなどの見直しを行い、新たに「第3次境港市男女共同参画推進計画」を策定しました。

2 境港市の取り組み経過・現状

(1) 取組経過

- ・平成11年 「境港市女性行動計画」策定
 - ・・・仕事と家庭の両立支援に重点を置いた計画を策定
- ・平成13年 「境港市女性団体連絡協議会」発足
 - ・・・女性団体の連携体制を構築
- ・平成15年 「境港市男女共同参画センター（なぎさ会館内）」設置
 - ・・・住民同士の交流と啓発活動の場として設置
- ・平成17年 「境港市男女共同参画基本計画」策定
 - ・・・男女共同参画社会の実現に向けた市民、行政、市民活動団体などの具体的な取組計画を策定

- ・平成24年 「境港市男女共同参画推進条例」施行
 - ・・・男女共同参画に関する基本理念や市民、行政、市民活動団体などの責務を定めた条例を施行
- ・平成25年 「第2次（平成26年度～平成30年度）境港市男女共同参画基本計画」策定
- ・平成29年 「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

（2）現状

平成29年度に実施した「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「境港市男女共同参画推進条例」、「女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」、「境港市男女共同参画センター」の認知度が低いことが浮き彫りとなりました。

また「男女の地位が平等になっているか」については、家庭、職場、地域、政策決定の場面や社会通年・慣習等で「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇されている」の回答が「男女平等」の回答より10～20%以上高くなっており、「男は仕事、女は家庭という考え方」に対する「賛成」「どちらかといえば賛成」の回答は、女性が21.2%であったのに対し、男性は35.2%であることから、性別による固定的な役割分担意識はまだ残っていることがうかがえます。

一方、「男女が平等な立場で協力しあっていくために大切なこと」では「男女がお互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ」との回答が59.8%と突出しており、高い男女共同参画意識があることも分かります。

女性の就業率が高いこの地域において、「男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこと」の間には「夫婦や家族間での会話などコミュニケーションを図る」「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」「労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにする」との回答が上位にあり、「男女共同参画社会を実現するために市に望む取組」の間には「介護が必要な高齢者や病人の施設やサービスの充実」「保育所などの整備」「経営者・事業主に対する男女平等についての啓発」や「学校での男女平等に関する学習の充実」「講座や広報などの啓発活動の推進」との回答が多くありました。

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、労働力不足による社会保障、経済活動、家庭生活などへの影響が懸念されるなか、男女共同参画社会の実現は、ますます重要性を増しています。

今後も、その実現に向けては、市、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者が、それぞれの役割と責任を担い協働して取組を進めていくことが必要です。

計画の概要

1 基本理念

本計画の基本理念は、「境港市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく7項目とします。

- (1) 男女が、性別にかかわらず、人権を尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

2 将来像

基本理念を踏まえ、境港市の男女共同参画のめざす姿として、次のとおり将来像を定めます。

心豊かで活力ある男女共同参画のまち

境港

3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び、「境港市男女共同参画推進条例」に基づいて策定する計画です。
- (2) この計画は、「女性活躍推進法」の規定に基づく「市町村推進計画」を包含するものです。
- (3) この計画は、「境港市まちづくり総合プラン（第9次境港市総合計画）」、「境港市総合戦略」や他の部門計画も勘案し、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な施策の方向と具体的な取組を示したものです。
- (4) 市はもとより、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者がそれぞれの役割と責任を担い、協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。

4 計画の期間

計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。
期間中においても、社会経済情勢の変化等に伴い、適宜見直しを行います。

5 計画の体系

〔将来像〕

心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港

実現のための  課題と施策

目標	課題	施策
I 心温まる意識 づくり	1：男女共同参画の広報、教育・学習を推進する	(1) 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します (2) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します (3) 子どもの男女共同参画の理解を促進します
	2：あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する	(4) DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します (5) セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施します
II 活力ある まちづくり	3：地域の様々な分野における男女共同参画を推進する	(6) 地域活動への男女共同参画を促進します (7) 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
	4：市政への男女共同参画を推進する	(8) 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します (9) 行政機関の男女共同参画を推進します
III 働きやすい環境づくり	5：就労の場における男女共同参画を推進する	(10) 男女平等の就労環境づくりを促進します (11) 働きたい女性の就労を支援します (12) 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を促進します
	6：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する	(13) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります (14) 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します
IV 笑顔のある暮らしづくり	7：暮らしの中の男女共同参画を推進する	(15) 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します (16) 家庭生活への男性の参画を促進します
	8：自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める	(17) 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます (18) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます (19) DVやジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます
	9：生涯を通じた、男女の健康の保持増進を支援する	(20) 性に関する健康と権利の理解を深めます (21) 生涯を通じた男女の健康管理・保持・増進対策を推進します
計画の推進	10：推進体制の整備	(22) 市民組織・団体 (23) 市役所庁内組織 (24) 男女共同参画を推進していくための拠点 (25) 連携・協働
	11：計画の進行管理	(26) 計画の進捗状況の把握 (27) 市民意識の把握

※太字(課題4～7、施策8～16)は「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画